

## 令和8年度女性相談支援員（会計年度任用職員）公募概要

仕事内容	
職種	女性相談支援員(社会福祉士等)
仕事内容	配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力の防止及び暴力被害者の支援、並びに困難な問題を抱える女性への支援のため、相談業務をはじめ、府内関係課や関係機関と連携し、支援制度についての情報提供、手続き等に関する業務を行う。
雇用形態	パート労働者
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
就業場所	青森市役所 駅前庁舎
マイカー通勤	可(駐車場なし)
年齢	不問
必要な経験等	DV相談業務等に従事するために必要な相談援助業務経験があれば尚可
必要なPCスキル	パソコン基本操作(エクセル・ワード)
必要な資格	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士のうち、いずれかの資格所持で可
試用期間	試用期間あり(任用後1か月 ※延長の可能性あり)
賃金・手当	
賃金	時給 1,560円～(給与は関連規定の改正等により変更になる場合があります)
昇給	昇給制度有 (前年度に1年間の良好な勤務実績があり、引き続き再度任用されたかたは昇給対象となる)
賞与	・期末手当は、最大で年間1.64125月支給 (令和7年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間2.525月分支給) ・勤勉手当は、最大で年間1.38125月支給 (令和7年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間2.125月分支給) ※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合あり ※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合あり
通勤手当	通勤距離等に応じて一定の通勤を支給(上限:月11,300円) ※自宅から駅前庁舎までの徒歩での最短通勤距離が2km未満の場合は、支給しない
労働時間	
就業時間	8時30分～17時00分の間の5時間50分(休憩時間45分)
休日等	・土曜日、日曜日、祝日 ・年末年始休暇(12/29～1/3) ・夏季休暇(最大5日)

他の労働条件等	
加入保険	雇用保険、公務災害補償、健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金
退職金共済	未加入
選考等	
採用人数	1人
選考方法	書類選考、面接（予定1回）
結果通知	<p>【書類選考結果通知】 書類到着後7日以内</p> <p>【面接選考結果通知】 面接後14日以内</p> <p>【求職者への通知方法】 郵送、電話</p>
選考日時	書類選考後、担当課から面接日時・場所を連絡する
選考場所	青森市役所 駅前庁舎
応募書類等	<p>【応募書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書（写真貼付）</li> <li>・資格証の写し</li> <li>・作文(600字以内、様式任意、用紙に作文テーマは記載不要) テーマ「さまざまな困難な問題を抱える女性から相談を受けるにあたり、女性相談支援員として相談者にどのような視点を持って向き合いたいと考えるか、あなたの考えを記述してください」</li> </ul> <p>【応募書類の送付方法】 郵送または持参</p> <p>【郵送の送付場所】 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎4階 人権男女共同参画課</p>
応募締切	令和8年2月17日（火）
応募資格	地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできない。 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
問合せ・申込先	<p>〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市市民部人権男女共同参画課 TEL:017-734-2296（直通） FAX:017-734-5765 e-mail:jinken-danjo@city.aomori.aomori.jp</p>